

○福知山市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和61年9月30日条例第16号)

○福知山市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
昭和61年9月30日条例第16号

福知山市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
(設置等)

第1条 福知山市の議会の議員及び長の選挙においては、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第144条の2第8項の規定により、法第143条第1項第5号のポスター掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)を設ける。

2 ポスター掲示場の設置に関する事務は、福知山市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(総数の減少)

第2条 委員会は、特別の事情がある場合には、法第144条の2第9項本文の規定により算定したポスター掲示場の総数を減ずることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、ポスター掲示場に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。